令和８年１１月

人事行政の運営等の状況

市の人事行政の運営における公正性及び透明性を高めるため、福生市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、職員の任免、職員数、給与、勤務条件等の概要を市民の皆さんにお知らせします。

１　職員の任免及び職員数に関する状況

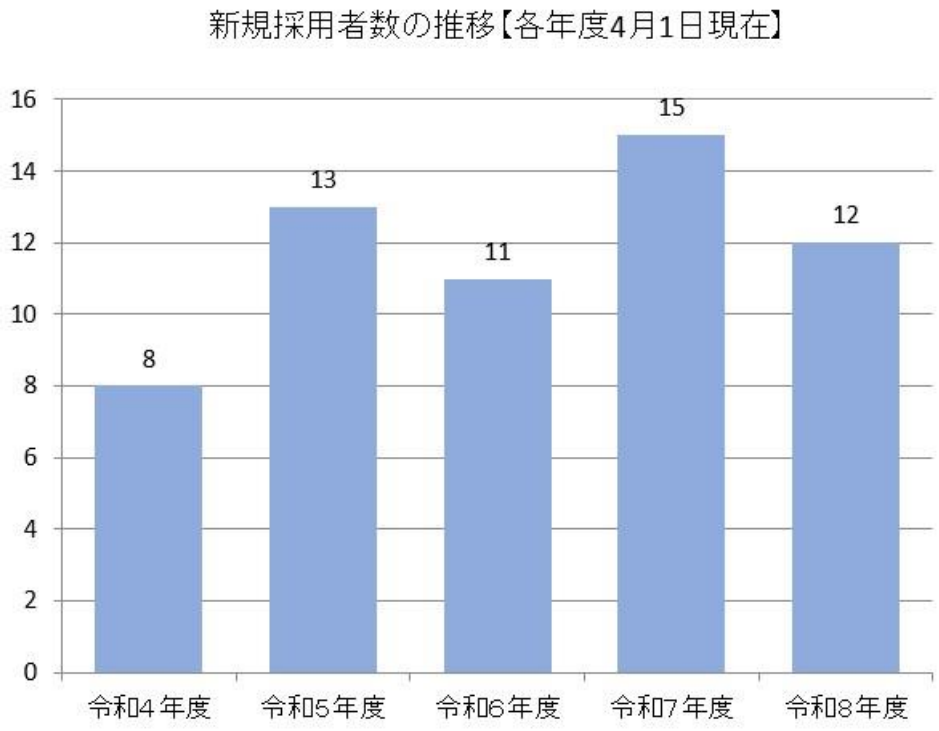
（１）職員数の推移（各年４月１日現在）



※　上記「再任用」は再任用短時間勤務職員です。フルタイム再任用職員は「職員」に含まれます。

※　令和 8 年 4 月 1 日現在の職員数には、以下の派遣職員（計 11 人）を含んでいます。
福生病院企業団（1 人）、西多摩衛生組合（1 人）、東京市町村総合事務組合（2 人）、
瑞穂斎場組合（1 人）、福生市社会福祉協議会（4 人）、福生市シルバー人材センター（1 人）、
福生市観光協会（1 人）

（２）採用者数及び退職者数の推移



退職者の推移

年度/種類	定年退職	勧奨退職	普通退職	その他	計
令和3年度	1	0	5	0	6
令和4年度	8	1	4	0	13
令和5年度	0	1	9	0	10
令和6年度	1	2	7	1	11
令和7年度	0	2	8	0	10

２　職員の給与の状況　　＊「福生市職員等の給与状況」をご覧ください。

３　職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

（１）職員の勤務時間の状況（標準的なもの）

１週間の勤務時間	１日の勤務時間	勤務時間	週休日
３８時間４５分	７時間４５分	午前８時３０分～ 午後５時１５分	日曜日及び土曜日

・施設の開館日、開館時間帯、職務の性質により交代制勤務を行っている職場があります。

（２）職員の年次有給休暇の状況（令和７年）

１年につき 20 日間を付与し、その年に使用しなかった日数があった場合には、20 日を限度に翌年に限り繰り越すことができます。

対象職員数　271 人　　平均取得日数　13.9 日

（３）育児休業の状況（令和７年度）

地方公務員の育児休業等に関する法律に基づき、子を養育する職員の継続的な勤務を促進するため、３歳に満たない子を養育するための休業制度です。令和７年度における新規の育児休業取得者は、男性職員８人、女性職員６人です。

４　職員の分限及び懲戒処分の状況

分限処分　地方公務員法第 28 条の規定により、職員がその職務を十分に果たすことのできない一定の事由のある場合に、免職、休職、降任などの処分を行います。

懲戒処分　地方公務員法第 29 条の規定により、公務における規律と秩序を維持することを目的として、職員に法律違反などの一定の義務違反に対して、免職、停職、減給、戒告の処分を行います。

（令和７年度）

区分	分限処分			懲戒処分			
	免職	休職	降任	免職	停職	減給	戒告
処分者数	０人	９人	０人	０人	０人	０人	０人

５　職員の服務の状況

全ての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のため勤務し、職務遂行に当たっては全力を挙げて専念しなければなりません。職務遂行に関して職員が守るべき義務は次のとおりです。

・法令等及び職務命令に従う義務　・信用失墜行為の禁止　・秘密を守る義務
・職務に専念する義務　・政治的行為の制限　・争議行為等の禁止
・営利企業等の従事制限

６　職員の研修及び勤務成績の評定の状況（令和７年度）

（１）職員研修の実施状況

区分	研修内容	延べ受講者数
組織内研修	職層別研修・実務研修・人事考課研修等	2,484
派遣研修	東京都市町村職員研修所等で実施される各種研修	277
専門研修	実務に必要な資格取得を目的とした研修	51
合　計		2,812

（２）勤務成績の評定状況

職員の一人ひとりの職務遂行能力、仕事の成果、仕事に対する取組状況等について一定の基準と手続きに基づいて把握するため、人事考課制度を実施しています。

目標設定及び取組状況については、個人職務目標申告書をもとに、幹部職員が面接指導を行い職員の育成に役立てています。

評価結果については、職員の任用・給与制度、配置管理、人材育成等に積極的に活用していきます。

７　職員の福祉及び利益の保護の状況

（１）健康診断の実施状況

令和７年度受診状況　定期健康診断 152 人、人間ドック 404 人

※その他に胸部レントゲン健診、胃検診等を実施

（２）福利厚生

地方公務員法の規定に基づき、福生市職員共済組合を設置して職員の元気回復、福利厚生等に関する事業を行っています。必要な経費は、職員が負担する組合費と市の交付金がおおむね 50 対 50 でまかなわれています。

【組合員数】　439 人　　【交付金】　7,343 千円　　【一人当たりの交付額】　16,727 円

（３）公務災害補償

職員の公務上、通勤途上の災害に対して、地方公務員災害補償法に基づく補償を行っています。令和７年度発生状況：２件

８　公平委員会の業務の状況

（１）勤務条件に関する措置の要求の状況

公務員には労働基本権の一部が制限されているため、その代償措置として設けられているもので、給料、勤務時間、執務環境等に不服がある場合、公平委員会に対し審査等を要求する制度です。福生市は他市町村と共同して東京都市町村公平委員会を設置しています。

（２）不利益処分に関する不服申立ての状況

職員は、懲戒その他その意に反する不利益な処分に関して、公平委員会に不服申立てをすることができます。

（３）苦情処理の状況

職員は、勤務条件その他の人事管理に関して、公平委員会に苦情の申出及び相談をすることができます。

※（１）～（３）の案件数

前年度からの継続案件	令和７年度事案数	完結件数	翌年度継続件数
０件	０件	０件	０件

９　職員の退職管理の状況

職員であったものは、退職後に福生市の職員に対して、退職前の職務に関する働きかけが禁止されています。福生市では、平成 28 年度から「福生市職員の退職管理に関する規則」を制定し、適切に運用しています。